長辺

9　30 MHz 以上 1 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	(1)　□定格電力が20kVAを超え、専用の変圧器又は発電機に接続され、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置される設備				
	(2)　□野外試験場又は電波半無響室において測定				
	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(3)　30 MHz 以上 230MHz以下	準尖頭値			
	(4)　230MHzを超え１GHz以下	準尖頭値			
10　1 GHz 以上 6 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　1 GHz 以上 3 GHz以下	尖頭値			
		平均値			
	(2)　3 GHz を超え６GHz以下	尖頭値			
		平均値			

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1)　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

(2)　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

(3)　３の(1)及び(2)の欄は、利用周波数が切換可能なものは「(何) kHz及び (何) kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「(何) kHzから (何) kHzまで連続可変」のように記載すること。

(4)　４の(1)及び(2)の欄は、３の(1)及び(2)の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHzから (何) kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

(5)　５の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

(6)　６の(1)の欄は、定格電力が75kVAを超える設備若しくはＩＴ電力系統に接続して設置し、専用の変圧器又は発電機から給電され低圧の架空電力線に接続せず、住宅用地から30メートル以上離れた場所若しくは遮蔽として働く構造物によって隔絶された場所にのみ設置する設備又は定格電力が20kVAを超え、かつ、専用の変圧器若しくは発電機と接続し、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置する設備の場合は、該当する□にレ印を付けること。